

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

忘れないで。君のための宣言だ。

第26条

すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

第25条

すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに、失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合、保障を受ける権利を有する。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。



世界人権宣言70周年京都アピール

1948(昭和23)年12月10日、第2次世界大戦の悲惨な戦争を教訓として、第3回国際連合総会において、「世界人権宣言」が採択されました。同宣言の前文は、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等で奪えない権利を認めることが、世界における自由、正義及び平和の基礎をなす」と述べています。人権の尊重は、世界の自由、正義そして平和の基礎であるというのです。しかし、そうした人権の尊重のためには、世界の人のびとや国が共通に尊重すべき人権とは何かを示す必要があります。そのために作られたのが世界人権宣言でした。そして、本年は、世界人権宣言が採択されてから70周年の記念すべき年に当たります。

世界人権宣言の採択後、「国際人権規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」など、多くの人権条約が採択されました。これらの条約の出発点になっているのが、世界人権宣言です。さらに、1994(平成6)年には、「人権教育のための国連10年」が、2004(平成16)年には、「人権教育のための世界計画」が相次いで決議され、21世紀が人権の世紀となるよう世界各国

で人権教育が推進されてきました。しかしながら、世界は今なお、地域紛争や自然災害、難民問題や貧困など、平和と人権を脅かす事態に直面しています。我が国に目を移しても、部落差別や外国人等に対するヘイトスピーチ、女性・子ども・高齢者・障害のある人等への暴力や虐待などが依然として存在しています。また、新たにインターネットの発展に伴い、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した、ネット上の人権侵害が横行するなど、人権問題は、複雑化、多様化、複合化しています。こうした中、国連は、2015(平成27)年に「持続可能な開発目標(SDGs)」を採択し、貧困の解消、ジェンダー平等の実現、不平等の是正などを旨とし、「誰一人取り残さない」との理念を掲げました。我が国では、翌年の2016(平成28)年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、6月に「本邦外出生者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」のいわゆる人権三法が施行されました。いずれも国民はもとより、国や地方公共団体が取り組むべき責務を明らかにしています。これらの人権問題の解決

に向けた取組を積極的に進めることが必要となっています。また、いわゆるLGBTなど、性的少数者への偏見や差別、不当な取扱いによる生きづらさの解消等も重要な課題となっています。こうした様々な人権問題の状況等を踏まえ、「世界人権宣言」70周年を契機として、私たちは、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」と宣言した、世界人権宣言の理念とその意義を今一度確認し、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の実現を目指して、共に考え、そして力強く行動していきましょう。

2018(平成30)年11月18日

京都府知事・京都人権啓発推進会議会長 西脇 隆俊
京都市長 門川 大作
京都府地方局長 田中 茂樹
公益財団法人世界人権問題研究センター理事長 大谷 貴

京都府

12月4日～10日は人権週間です。

あなたのまちにも呼んでみませんか？
「世界がひとつの家族のように」広め隊

「世界がひとつの家族のように」広め隊は、京都府人権啓発イメージソングを通じた人権啓発活動を行う、大学生を中心としたボランティアチームです。人権イベントでの合唱、紙芝居、ぬりえコーナーの運営などを行っています。

地域のイベントや、学校・幼稚園に伺います！
ぜひお声がけください。



◆お問い合わせは、京都府人権啓発推進室 TEL 075-414-4271 まで

京都府人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」
子ども向け人権啓発ソング「えがおのおくりもの」
♪あなたも歌ってませんか？♪
公式ホームページ
世界がひとつの家族のように

「えせ同和行為」には毅然とした対応を！

「えせ同和行為」とは、同和問題を口実にして企業・個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを要求する行為のことです。不当な要求には、毅然とした態度で拒否することが重要です。

◆えせ同和行為についてのご相談は TEL 0570-003-110 (みんなの人権110番)へ
※厳密な法律局・地方事務所につながります。

人権問題法律相談 ～京都府人権リーガルレスキュー隊～

京都府では、差別的な取扱いや誹謗中傷、プライバシーの侵害などによる人権問題について、京都弁護士会の弁護士が、司法的救済を中心にアドバイスを行う法律相談窓口を開設しています。

- たとえば
- インターネット上に自分の個人情報さらされ、誹謗中傷を受けている
 - 同和地区の出身であることを理由に、結婚に反対されている
 - 外国籍であることを理由に、賃貸借を断られた
 - 戸籍上の性別と外見の印象が異なることにより、就職や施設利用を断られた

下記の窓口へお気軽にご相談ください 相談無料・秘密厳守

電話相談	面談相談
人権問題法律相談専用電話 TEL 075-741-6321	相談日の1カ月前から1週間前までに各相談窓口へ風(事前予約制。予約がなかった場合、面談相談は開設しません。)
● 京都府庁 12月4日(火) 12月18日(火) 1月8日(火) 1月15日(火) 2月5日(火) 2月19日(火) 3月5日(火) 3月19日(火) 毎月第1・第3火曜日14～16時(1月のみ第2・第3火曜日) ※お一人30分程度	〈昼間〉13時30分～16時30分(お一人40分/各回4名) ● 京都府庁 1月29日(火) 2月26日(火) 3月26日(火) 毎月第4火曜日(1月のみ第5火曜日) 予約 075-414-4271
● 宇治総合庁舎 12月25日(火) 予約 0774-21-2049	● 宇治総合庁舎 12月25日(火) 予約 0774-21-2049
● 峰山総合庁舎 1月22日(火) 予約 0772-62-4301	● 峰山総合庁舎 1月22日(火) 予約 0772-62-4301
● 亀岡総合庁舎 2月12日(火) 予約 0771-24-8430	● 亀岡総合庁舎 2月12日(火) 予約 0771-24-8430
● 舞鶴総合庁舎 3月12日(火) 予約 0773-62-2500	● 舞鶴総合庁舎 3月12日(火) 予約 0773-62-2500

人権擁護委員による 特設相談

差別や虐待、いじめ、その他人権に関する問題について、お気軽にご相談ください。
■開設時間 13時～16時 ■秘密厳守・無料

開設場所	相談日	電話番号
府民総合案内・相談センター(府庁内)	12/13(木)・1/10(木)・2/14(木) 3/14(木)	075-414-4235 (要予約)
田辺総合庁舎	12/20(木)・2/21(木)	0774-62-8202
木津総合庁舎	1/17(木)・3/28(木)	0774-72-0051
亀岡総合庁舎	1/10(木)・3/7(木)	0771-24-8430
園部総合庁舎	12/6(木)・2/7(木)	0771-62-0360
舞鶴総合庁舎	12/6(木)・1/10(木)・2/7(木) 3/7(木)	0773-62-2500
綾部総合庁舎	12/4(火)・2/5(火)	0773-42-0480
福知山総合庁舎	1/8(火)・3/5(火)	0773-22-3901
峰山総合庁舎	1/9(水)・3/13(水)	0772-62-4340
宮津総合庁舎	12/12(水)・2/13(水)	0772-22-2244

※京都府庁での実施のみ要予約。他の会場は予約不要。
京都市においても人権特設相談を実施しています。
○京都市消費生活センター12/27(木)、1/24(木)、2/28(木)、3/28(木)
○右京区役所12/20(木)・3/28(木)、左京区役所1/17(木)、下京区役所1/17(木)、伏見区役所2/21(木)
予約電話075-366-0322(京都市文化市民局人権文化推進課)
※相談日直前の正午までに予約がなかった場合は開設されません。